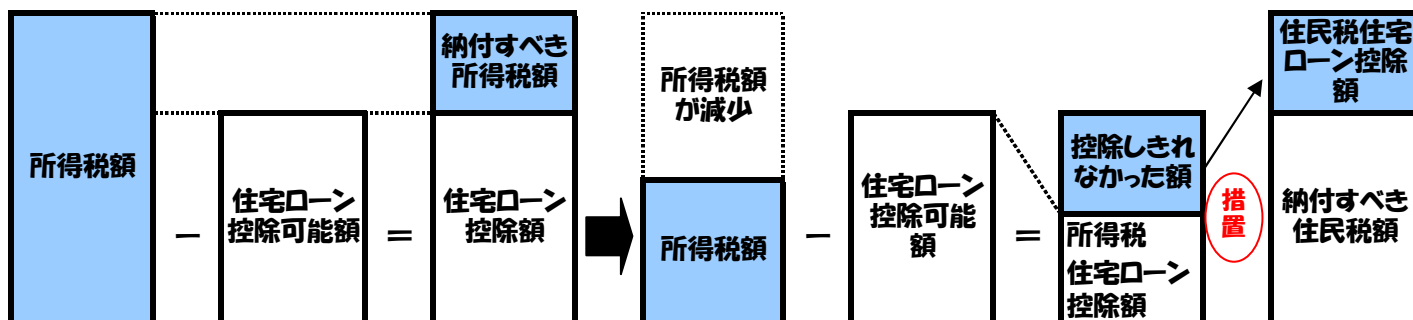


平成19年度から行われた国から地方への税源移譲の影響で、所得税の住宅ローン控除が減額した人を救済するために住民税からも控除できる制度が今年からはじまります。（平成20年度より最大平成28年度まで）ただし、制度を利用するには**毎年申告**が必要になります。

税源移譲前

税源移譲後

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税（所得税）から控除



☆対象者☆

以下の両方に該当する方

- ①平成11年から平成18年までに入居され、所得税の住宅ローン控除を受けている方
- ②所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方

☆申告先☆

自営業者（所得税の確定申告をする）…税務署

サラリーマン（確定申告をしない）…市区町村の担当窓口

詳しくは総務省のホームページでご確認下さい。